

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 7月12日
【会社名】	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
【英訳名】	create restaurants holdings inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本 晴彦
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田五丁目10番18号
【電話番号】	03(5488)8001(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 川井 潤
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田五丁目10番18号
【電話番号】	03(5488)8001(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 川井 潤
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 3,826,180,680円 引受人の買取引受けによる売出し 1,656,118,395円 オーバーアロットメントによる売出し 850,043,070円
	(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成25年7月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年7月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,239,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年7月12日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は、平成25年7月12日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、261,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成25年7月12日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式261,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成25年7月23日(火)から平成25年7月26日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	1,239,000株	3,826,180,680	
計(総発行株式)	1,239,000株	3,826,180,680	

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成25年7月5日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	(注)3	100株	自 平成25年7月29日(月) 至 平成25年7月30日(火) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年8月2日(金) (注)4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成25年7月23日(火)から平成25年7月26日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価額等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.createrestaurants.com/ir/0211.html>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
- 4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。

す。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年7月22日(月)から平成25年7月26日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年7月23日(火)から平成25年7月26日(金)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年7月23日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年7月24日(水) 至 平成25年7月25日(木)」、払込期日は「平成25年7月30日(火)」

発行価格等決定日が平成25年7月24日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年7月25日(木) 至 平成25年7月26日(金)」、払込期日は「平成25年7月31日(水)」

発行価格等決定日が平成25年7月25日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年7月26日(金) 至 平成25年7月29日(月)」、払込期日は「平成25年8月1日(木)」

発行価格等決定日が平成25年7月26日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおりとなりますのでご注意下さい。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年7月23日(火)の場合、受渡期日は「平成25年7月31日(水)」

発行価格等決定日が平成25年7月24日(水)の場合、受渡期日は「平成25年8月1日(木)」

発行価格等決定日が平成25年7月25日(木)の場合、受渡期日は「平成25年8月2日(金)」

発行価格等決定日が平成25年7月26日(金)の場合、受渡期日は「平成25年8月5日(月)」

となりますのでご注意下さい。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3)【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受け人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	619,700株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこといたします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	297,300株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	80,500株	
SMB日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	80,500株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	80,500株	
いちょし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	80,500株	
計		1,239,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,826,180,680	11,000,000	3,815,180,680

(注) 1 新規発行による手取金は一般募集に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は一般募集に係る諸費用の概算額であります。

- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。また、消費税等は含まれおりません。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年7月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,815,180,680円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限804,999,320円と合わせた手取概算額合計上限4,620,180,000円について、1,194,207,000円を平成26年2月末までに新規出店のための設備投資資金に充当し、2,600,000,000円を平成26年2月末までに金融機関からの短期借入金の返済資金に、残額が生じた場合は平成27年2月末までに金融機関からの長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

当社は、金融機関からの短期借入金で調達した資金の一部を平成25年4月30日付及び平成25年6月30日付でSFPダイニング株式会社並びに株式会社イートウォーク、株式会社イートウォークWEST及び有限会社EWCの株式取得資金の一部に充当しております。今般の調達資金のうち2,600,000,000円は、当該株式取得等に伴い増加した短期借入金の返済資金の一部に充当するものです。

なお、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）現在の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成25年7月23日（火）から平成25年7月26日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	508,500株	1,656,118,395	東京都港区 後藤 仁史 458,500株
			東京都港区 岡本 晴彦 50,000株

（注）1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成25年7月5日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	自 平成25年7月29日(月) 至 平成25年7月30日(火) (注)3	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社	(注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成25年7月23日(火)から平成25年7月26日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.createrestaurants.com/ir/0211.html>) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 株式の受渡期日は、平成25年8月5日(月)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年7月22日(月)から平成25年7月26日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年7月23日(火)から平成25年7月26日(金)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成25年7月23日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年7月24日(水) 至 平成25年7月25日(木)」、受渡期日は「平成25年7月31日(水)」

発行価格等決定日が平成25年7月24日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年7月25日(木) 至 平成25年7月26日(金)」、受渡期日は「平成25年8月1日(木)」
 発行価格等決定日が平成25年7月25日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年7月26日(金) 至 平成25年7月29日(月)」、受渡期日は「平成25年8月2日(金)」
 発行価格等決定日が平成25年7月26日(金)の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおりとなりますのでご注意下さい。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	254,500株
野村證券株式会社	122,000株
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	33,000株
SMB日興証券株式会社	33,000株
みずほ証券株式会社	33,000株
いちはじ証券株式会社	33,000株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	261,000株	850,043,070	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、261,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しがあります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.createrestaurants.com/ir/0211.html>) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年7月5日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成25年7月29日(月) 至 平成25年7月30日(火) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業 者の本店及び国内 各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される株式の受渡期日と同一といたします。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、261,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年7月12日（金）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式261,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当による自己株式の処分）を平成25年8月28日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当による自己株式の処分について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一の金額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年8月23日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年7月23日（火）の場合、「平成25年7月26日（金）から平成25年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月24日（水）の場合、「平成25年7月27日（土）から平成25年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月25日（木）の場合、「平成25年7月30日（火）から平成25年8月23日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年7月26日（金）の場合、「平成25年7月31日（水）から平成25年8月23日（金）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である岡本晴彦及び当社株主である株式会社後藤国際商業研究所は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当による自己株式の処分及び株式分割に係る新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

3 株式会社東京証券取引所における市場変更の申請について

当社株式は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、当社は株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所本則市場への上場市場の変更を申請しております。

しかしながら、当社の申請が株式会社東京証券取引所より承認を受けられない等、何らかの理由により、当社株式の上場市場が変更されない場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- 表紙に当社のロゴマーク  create restaurants holdings を記載します。

- 表紙裏に以下の内容を記載します。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（（1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（（2））又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（（3））の決済を行うことはできません。
(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り（（2））に係る有価証券の借入れ（（3））の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年7月13日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年7月23日（火）から平成25年7月26日（金）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- 2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.createrestaurants.com/ir/0211.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 表紙の次に、以下に掲げる「1 会社概要」から「7 店舗マップ」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

1 会社概要 (平成25年2月28日現在)

会 社 名	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
本 店	東京都品川区東五反田五丁目10番18号
設 立	平成9年4月
資 本 金	1,012百万円
従 業 員 数	1,325名（連結ベース）
事 業 内 容	レストラン及びフードコートの業態開発及び直営方式による運営

2 沿革

平成 9 年 4 月	徳壽クリエイティブサービス株式会社 ^{(注)1} が100%出資し、地ビール製造販売会社として、神奈川県横須賀市に株式会社ヨコスカ・ブルーイング・カンパニーを設立
平成11年 4 月	東京都渋谷区神南一丁目17番5号に本店移転
同	株式会社クリエイト・レストランツに商号変更
平成11年 5 月	株式会社徳壽 ^{(注)2} より洋食レストラン5店舗の営業譲渡を受け、レストラン事業を開始
平成12年 1 月	三菱商事株式会社が資本参加
平成12年 6 月	株式会社オリエント・レストランツより洋食レストラン5店舗の営業譲渡を受ける
平成12年 7 月	静岡県御殿場市の御殿場プレミアムアウトレット内に「フードバーゲン」を出店し、フードコート事業を開始
平成15年 7 月	株式会社徳壽（旧徳壽クリエイティブサービス株式会社）より「難鍋」等13店舗の営業譲渡を受ける
平成16年 4 月	営業店舗数100店舗を達成
平成16年 8 月	本店を東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号に移転
平成17年 3 月	2005年日本国際博覧会に「フェスティバルフードコート 愛知万博」を出店
平成17年 4 月	営業店舗数200店舗を達成
平成17年 9 月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成18年11月	営業店舗数300店舗を達成
平成19年 8 月	株式会社吉祥との合併会社「株式会社クリエイト吉祥」が営業を開始
平成20年 5 月	上海豫園南翔饅頭有限公司との合併会社「上海豫園商城創造餐饮管理有限公司」を設立
平成22年 1 月	100%出資により「株式会社クリエイト・レストランツ・ジャパン」 ^{(注)3} を設立
平成22年 3 月	事業持株会社体制へ移行
平成22年 5 月	上海豫園商城創造餐饮管理有限公司を通じて、2010年上海国際博覧会に「上海豫園南翔饅頭店」を出店、「中華美食街」の運営管理を受託
平成22年 6 月	株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスに商号変更
平成22年10月	100%出資により「中國創造餐饮管理有限公司」を設立
平成23年 2 月	100%出資により「create restaurants asia Pte, Ltd.」を設立
平成23年 3 月	「中國創造餐饮管理有限公司」の100%出資により「上海創思餐饮管理有限公司」を設立
平成23年12月	本店を東京都品川区東五反田五丁目10番18号に移転
平成24年 3 月	株式会社ルモンテグルメの株式を100%取得し完全子会社化
平成24年 7 月	「中國創造餐饮管理有限公司」の100%出資により「香港創造餐饮管理有限公司」を設立
平成25年 4 月	SFPダイニング株式会社の株式を74.6%取得し子会社化
同	株式会社イートウォーク、株式会社イートウォークWEST、有限会社EWC3社の株式を100%取得し完全子会社化

(注) 1. 徳壽クリエイティブサービス株式会社は、その後平成13年4月に株式会社ヨコスカへ商号変更しました。

2. 株式会社徳壽は、その後平成13年4月にレストラン・インバストメント株式会社へ商号変更しました。

3. 株式会社クリエイト・レストランツ・ジャパンは、その後平成22年1月に株式会社クリエイト・レストランツへ商号変更しました。

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移（連結）

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
売上高	(千円)	40,051,972	37,734,456	37,095,805	34,624,754	37,167,220
経常利益	(千円)	2,277,231	2,142,004	2,556,958	3,558,313	2,827,851
当期純利益	(千円)	763,758	769,791	1,037,400	1,314,569	1,317,612
包括利益	(千円)	—	—	—	1,284,310	1,505,004
純資産額	(千円)	5,000,319	4,448,713	5,180,233	6,127,239	3,744,623
純資産額	(千円)	13,792,934	12,208,513	13,659,307	16,514,476	19,047,655
1株当たり純資産額	(円)	294.76	290.48	338.25	400.09	414.93
1株当たり当期純利益	(円)	44.55	49.93	67.74	85.84	107.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	36.2	36.4	37.9	37.1	19.7
自己資本利益率	(%)	15.9	16.3	21.5	23.3	26.7
株価収益率	(倍)	13.1	9.2	7.8	6.0	16.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,049,829	2,199,296	3,381,259	2,936,367	3,602,043
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,994,714	△749,312	△2,362,361	△2,017,504	△2,604,114
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△582,431	△1,681,098	△505,818	1,217,849	441,126
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	1,038,443	807,327	1,320,407	3,808,525	5,649,080
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	1,402 〔2,462〕	1,407 〔2,302〕	1,341 〔2,385〕	1,266 〔2,131〕	1,325 〔2,433〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

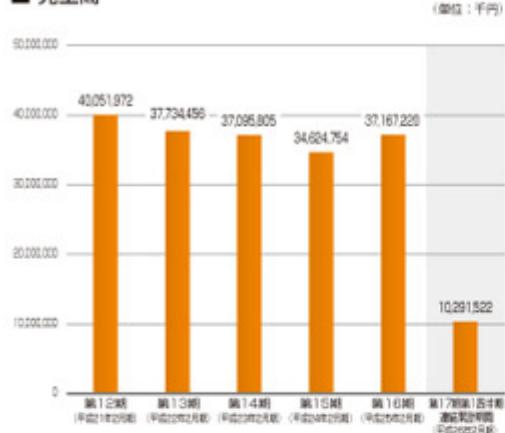
2. 若在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、平成21年4月27日付で自己株式1,877,168株を消却しております。

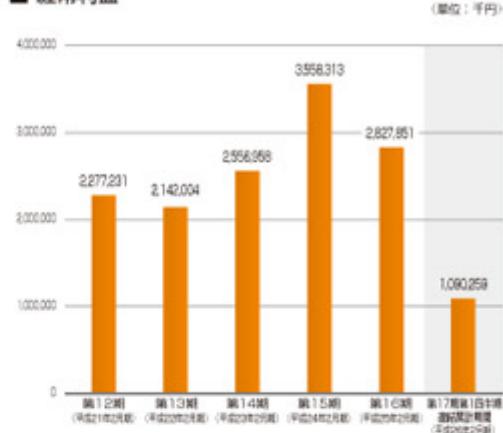
4. 当社は、平成24年9月5日付でその他の関係会社であった三菱商事株式会社が所有する当社株式のすべて(6,290,000株)を自己株式の公開買付けにより取得し、平成24年9月28日付で自己株式4,790,004株を消却しております。

財務ハイライト（連結）

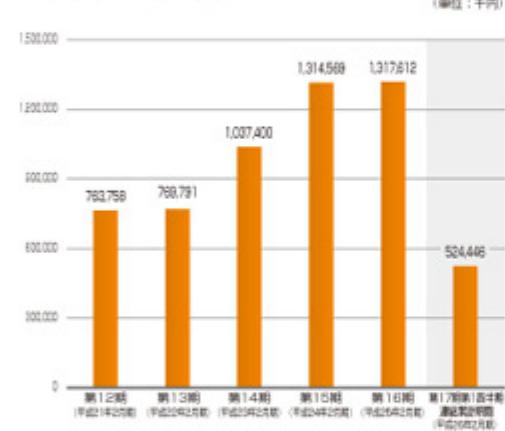
■ 売上高



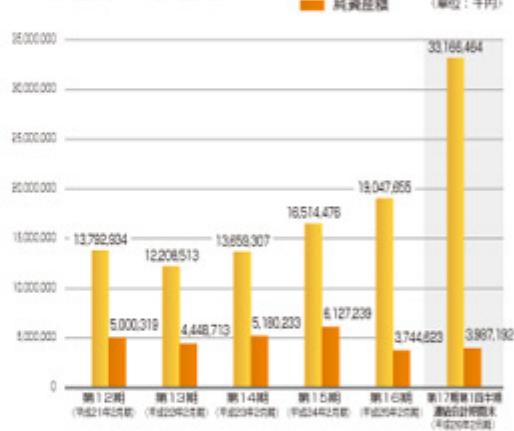
■ 経常利益



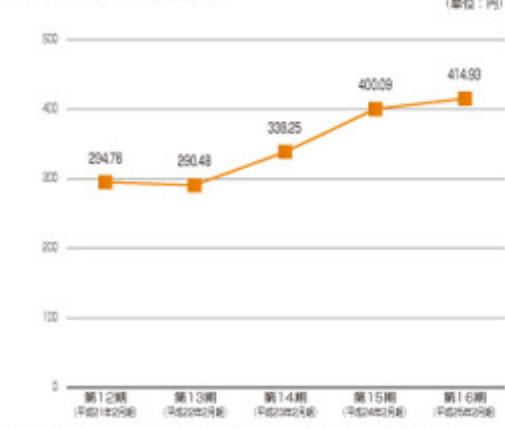
■ 当期（四半期）純利益



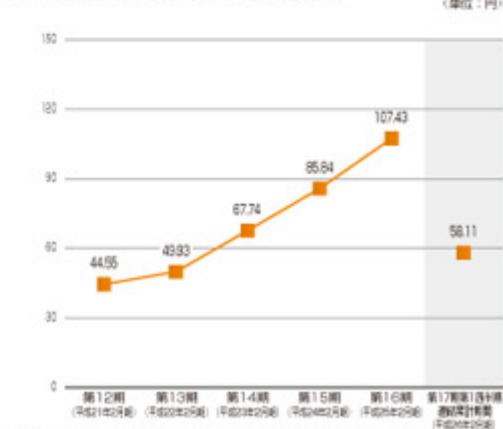
■ 総資産額・純資産額



■ 1株当たり純資産額



■ 1株当たり当期（四半期）純利益



(注) 1. 当社は、平成21年4月27日付で自己株式1,877,168株を消却しております。
2. 当社は、平成24年9月5日付でモリの他の関係会社であった三善商事株式会社が所持する当社株式のすべて(6,290,000株)を自己株式の公開買付けにより取得し、平成24年9月26日付で自己株式4,790,094株を消却しております。

(注) 1. 当社は、平成21年4月27日付で自己株式1,877,168株を消却しております。
2. 当社は、平成24年9月5日付でモリの他の関係会社であった三善商事株式会社が所持する当社株式のすべて(6,290,000株)を自己株式の公開買付けにより取得し、平成24年9月26日付で自己株式4,790,094株を消却しております。

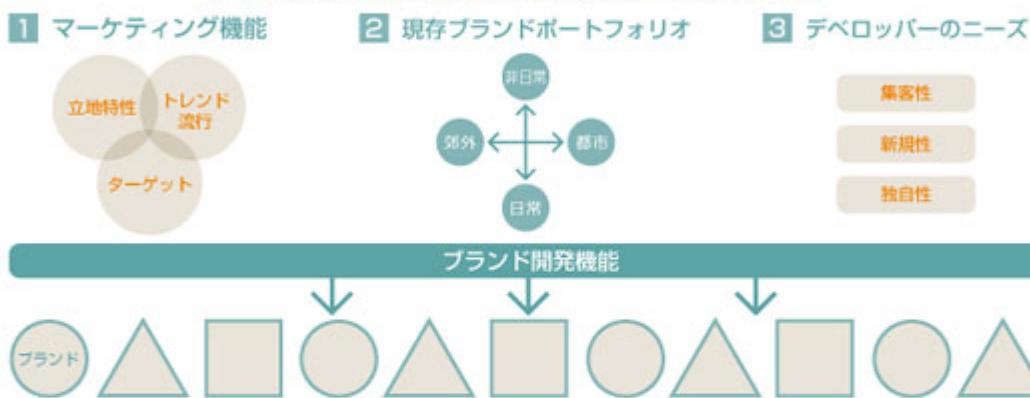
4 事業戦略

当社グループは店舗展開の基本方針として、「マルチブランド・マルチロケーション戦略」を掲げております。マルチブランド・マルチロケーション戦略とは、予め集客の見込める立地に、各立地の特性や顧客層を見極めた上で、最適な業態（ブランド）、即ちカジュアルレストランからファインダイニング、一括運営のフードコート等を開発・運営し、展開を図るビジネスモデルです。

当社グループは、マルチブランド・マルチロケーション戦略に基づき、お客様のニーズにお応えすると同時に、テナントを誘致・集積し、商業施設全体の価値向上を目指すデベロッパーに対し、施設の集客にとって有効な提案を行うという観点からも、業態開発力の向上に注力してまいりました。

■ マルチブランド・マルチロケーション戦略による店舗展開（当社グループ）

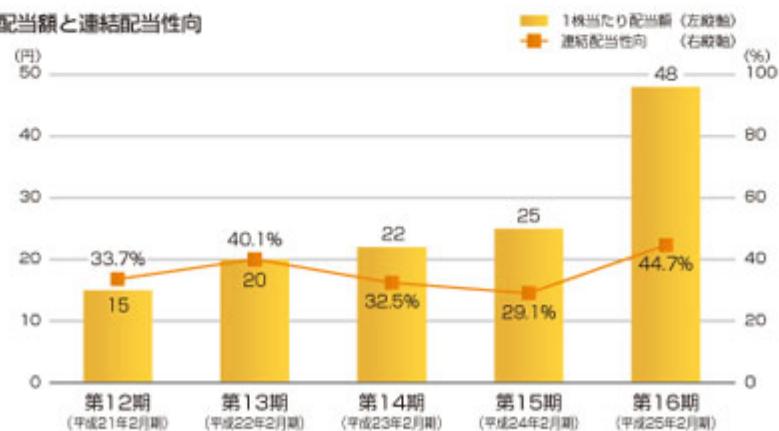
→ 立地特性や客層を見極め、最適なブランドを開発して出店



5 配当政策

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な方針と位置付け、業績や今後の事業展開等を勘案、連結配当性向30%程度を目安として安定的な配当を行うことを基本方針としております。

■ 1株当たり配当額と連結配当性向



(注) 1. 当社は、平成21年4月27日付で自己株式1,877,168株を消却しております。

2. 当社は、平成24年9月5日付でその他の関係会社であった三要商事株式会社が所有する当社株式のすべて(6,290,000株)を自己株式の公開買付けにより取得し、平成24年9月28日付で自己株式4,790,004株を消却しております。

6 ブランド紹介

① レストラン事業

レストラン事業では、テーブルサービスを行う業態、ビュッフェ業態及び次頁フードコートの概念にあてはまらない業態の開発・運営を行っております。レストラン事業の代表的な店舗は次のとおりであります。

しゃぶしゃぶ食べ放題
旬葉しゃぶ重



入る家めし

全国各地の契約農家から毎日届く野菜を使った料理を提供する
レストラン

はーべすと
自然食バイキング



野菜たっぷりの自然
食バイキングレスト
ラン

高級寿司食べ放題

雛鮓
HINA SUSHI

職人が握る約60種類
の寿司が食べ放題の
お店



TANTOTANTO



FESTA KITCHEN
A W kitchen

野菜たっぷりの料理が特徴のカ
ジュアルからフォーマルまで幅
広いシーンでのご利用が可能な
イタリアンレストラン

しゃぶしゃぶ・日本料理
吉祥



手羽先唐揚専門店
鳥食

手羽先唐揚、鶏料理専門店

磯丸水産
SOKU MARU SUSHI

「都会にいながら海の家」をコン
セプトとした店舗にて魚介類を
浜焼きスタイルで提供

TOKYO STATION BUFFET
馳走三昧
CHISOU ZANMAI



和の雰囲気の店内で、
約60種類以上のお料
理を提供するビュ
フェレストラン

portofino
ITALIAN RESTAURANT & BISTRO

おでこのごとく
FAMILY BUFFET

(注)当社は、平成25年2月期末日を最初の算定日として、当社グループ直営にて利用可能な飲食事業を内容とする株主優待制度を創設いたしました。上記の業態は当該
直営事業が利用可能な業態の一例です(平成25年6月30日現在)。なお、株主優待制度の内容は、予告なく変更される場合がございます。

② フードコート事業

フードコート事業では、主に10坪程度の小規模店舗で他テナントとの共用座席等のある商業施設の一
角に出店している業態の開発・運営を行っております。フードコート事業の代表的な店舗は次のとおり
であります。



ソフトクリーム、タピオカドリンク、フルーツの
クレープを提供するデザートフードコート

pomodoro

自家製生パスタを提供するイタリアンフード
コート



鮮果
デザートQQ
台湾甜品



ステーキ山 カレー
STEAK MOUNTAIN



대동
동
서울
서울
東大門

麵大將
とんこつ醤油ラーメン

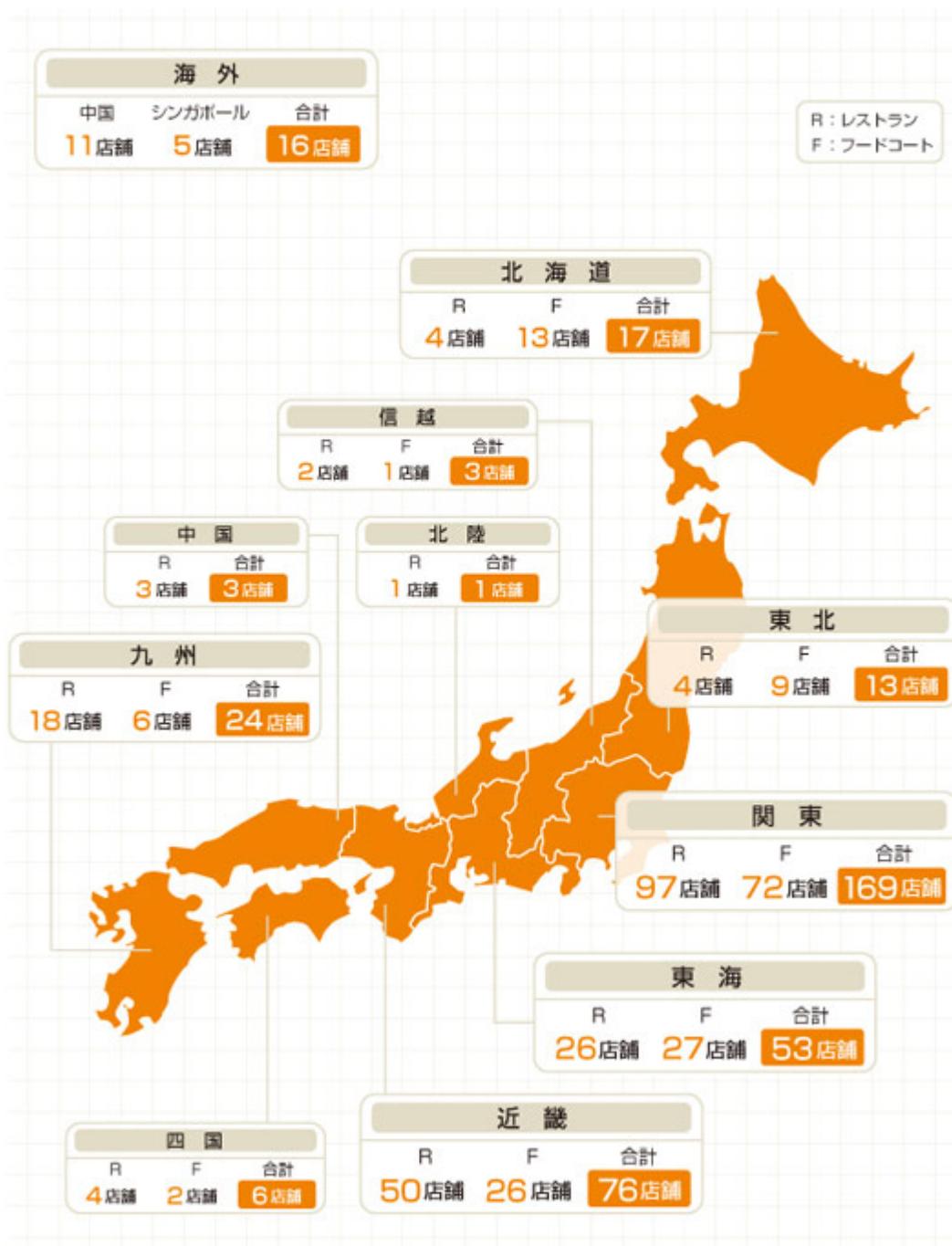
Boulangerie
JEAN FRANÇOIS
FRANCE

Meilleur Ouvrier de France（フランス最優秀料理人賞）受賞シェフ
「ジャン・フランソワ・ルメルシエ」がプロデュースするベーカリー&
カフェ

(注)当社は、平成25年2月期末日を最初の基準日として、当社グループ直営にて利用可能な食事券を内容とする株主優待制度を創設いたしました。上記の業態は当該
直営事業者が利用可能な業態の一例です（平成25年6月30日現在）。なお、株主優待制度の内容は、予告なく変更される場合がございます。

7 店舗マップ (平成25年2月28日現在)

平成25年2月28日現在、当社グループが運営する店舗は、国内365店舗（レストラン209、フードコート156）、海外16店舗（レストラン16）となっております。

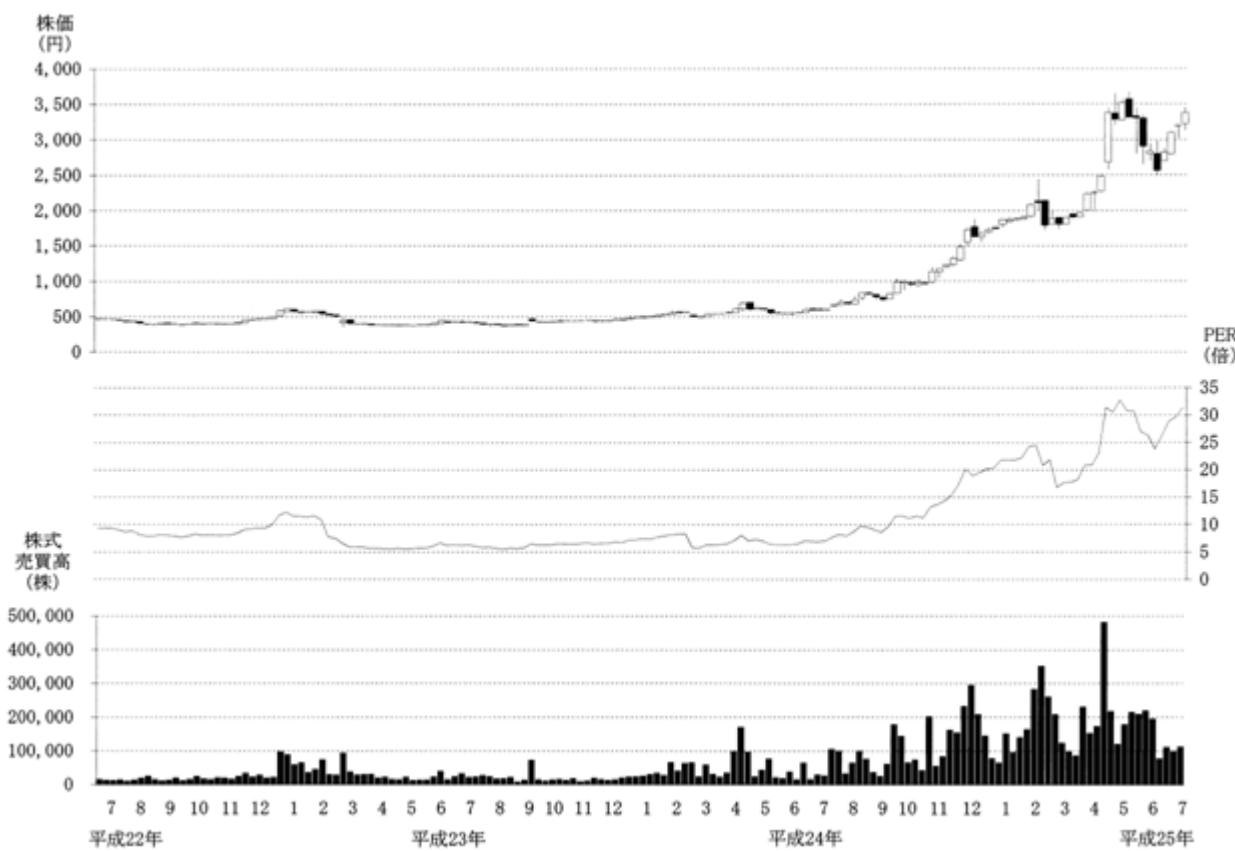


- 第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

(株価情報等)

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年7月12日から平成25年7月5日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R \text{ (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

- 平成22年7月12日から平成23年2月28日については、平成22年2月期有価証券報告書の平成22年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- 平成23年3月1日から平成24年2月29日については、平成23年2月期有価証券報告書の平成23年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- 平成24年3月1日から平成25年2月28日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- 平成25年3月1日から平成25年7月5日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年1月12日から平成25年7月5日までの間ににおける当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成25年5月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	地域	店舗形態	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額(千円)		資金調達方 法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力 (席)
					総額	既支払額				
提出会社	関東	レストラン	Dessert Collection渋谷 (東京都渋谷区)	店舗	65,195	9,699	借入金・自己資金及び自己株式の処分資金	平成25年7月	平成25年9月	103
		フードコート	トスサラダ&サンドイッチ業態 (千葉県千葉市美浜区)	店舗	18,951	-	自己株式の処分資金	平成25年10月	平成25年12月	-
		レストラン	パスタ業態 (千葉県千葉市美浜区)	店舗	48,249	-	自己株式の処分資金	平成25年10月	平成25年12月	79
		レストラン	ベーカリーカフェ業態 (千葉県千葉市美浜区)	店舗	74,772	-	自己株式の処分資金	平成25年10月	平成25年12月	84
		レストラン	南翔饅頭店 (千葉県船橋市)	店舗	77,260	-	自己株式の処分資金	平成25年9月	平成25年11月	90
	中部	フードコート	デザート業態 (三重県東員町)	店舗	19,407	-	自己株式の処分資金	平成25年9月	平成25年11月	-
		レストラン	総合バイキング業態 (三重県東員町)	店舗	69,905	-	自己株式の処分資金	平成25年9月	平成25年11月	120
	関西	レストラン	旬菜しゃぶ重大阪ドームシティ (大阪府大阪市西区)	店舗	47,012	525	借入金・自己資金及び自己株式の処分資金	平成25年4月	平成25年6月	84
	未定	レストラン 又はフードコート	未定	店舗	783,680	-	自己株式の処分資金	平成25年8月	平成26年2月	未定
海外子会社	シンガポール	レストラン	しゃぶ菜 (OrchardRD)	店舗	61,295	-	借入金・自己資金	平成25年3月	平成25年5月	155
		レストラン	一二味 (RafflesBlvd)	店舗	44,096	10,719	借入金・自己資金	平成25年4月	平成25年6月	70
		レストラン	はまのや(炉端) (RaffleBlvd)	店舗	45,936	10,522	借入金・自己資金	平成25年4月	平成25年6月	69
		レストラン	N Y G K (TemasekBlvd)	店舗	69,011	13,210	借入金・自己資金	平成25年6月	平成25年8月	125

(注) 投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）までの間において、平成25年5月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。
その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成25年5月29日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年5月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき48円 総額433,186,080円

効力発生日

平成25年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

第2条（目的）に酒類の販売を追加するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

大木 丈史を監査役に選任するものであります。

(3) 当該議決事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案	73,519	36	0	可決 99.14
第2号議案	73,504	51	0	可決 99.12
第3号議案 大木 丈史	73,474	81	0	可決 99.07

（注）1 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 賛成比率は、本総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分）に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後6時までの議決権行使書面提出分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決条件を満たしたことから、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第1四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____署で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項については、以下のようなものがあります。

なお、当社グループの事業においてはこれら以外にも様々なリスクを伴っており、ここに記載されたものがリスクの全てではありません。また、文中において将来について記載した事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 外食業界の動向について

既存店売上高の減少について

当社グループが属している外食産業については、生活防衛意識の高まりによる消費マインドの低下、調理済食材や惣菜を家庭に持ち帰って食する中食市場の成長等の影響により、外食事業者の既存店売上高については減少する傾向にあります。

当社グループといたしましては、サービスの提供方法の変更、内装のリニューアル及び業態変更等を実施することにより、既存店売上高の維持拡大を目指しております。

ただし、当社グループが出店している商業施設、ショッピングセンター、駅前等の立地において商流の変化及び周辺の商業施設との競合等が生じることによる立地自体の集客力の低下、自然災害等の影響により、既存店舗の売上高が減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

食材の調達について

食材につきましては、残留農薬や鳥インフルエンザ等に代表されるように、その安全性が特に問われる環境下にあり、以前にも増して安全な食材の確保が重要になっております。

また、天候不順などによる農作物の不作や新規需要の増加、政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動など需給関係の変動を伴う事態が生じた場合、食材市況に大きな影響を与える可能性があります。

当社グループにおきましては、様々な業態を運営しているため、特定の食材に依存している事実はありませんが、安全かつ安定した食材の確保については、積極的に取り組む方針であります。

ただし、食材に係る安全性の問題や、諸原材料価格の高騰による食材市況の変動激化等の事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

短時間労働者に対する厚生年金適用拡大等について

厚生労働省は、将来にわたる年金財政の安定化等を目的に、短時間労働者（正社員以外の労働者で、一週間の所定労働時間が正社員より短い労働者）に対する厚生年金への加入基準を拡大するべく検討しております。

当社グループは、平成25年2月28日現在において5,629人の臨時従業員を雇用しており、業種柄多くの短時間労働者が就業しております。今後、当該年金制度が変更され、厚生年金適用基準の拡大が実施された場合には、当社グループが負担する保険料の増加等により当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(2) 当社グループのビジネスモデルに係わるリスクについて

出店政策について

当社グループは、予め一定以上の集客を見込めるショッピングセンター、地下鉄を含む駅構内、百貨店等の商業施設及び路面に出店しており、立地条件、賃貸条件、店舗の採算性等の観点から、好立地を選別した上で、出店候補地を決定しております。そのため、計画した出店数に見合った出店地を十分に確保できない可能性もあり、その場合には、当社グループの業績見通しに影響を与える可能性があります。

また、商業デベロッパー等との交渉を経て、当社グループの計画した業態と異なる業態の出店を行う場合があります。当社グループにおいては、各業態によりその収益力に差異があるため、計画通りの店舗数を出店した場合であっても、業態構成の状況によっては、業績に影響が生じる可能性があります。

加えて、当社グループは、賃貸による出店形態を基本としており、賃貸借契約のうち、特に、定期賃貸借契約は、契約終了後再契約されない可能性があります。このような場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

敷金、保証金について

当社グループは、賃貸による出店形態を基本としており、出店等に際しては、賃貸人へ敷金・保証金を差し入れております。契約に際しては、賃貸人の信用状況の確認等を行い、十分検討しておりますが、今後、契約期間満了による撤退等が発生した際に、賃貸人の財政状況によっては、当該敷金、保証金の全部若しくは一部回収不能となる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

業態開発について

当社グループは、商業施設の価値向上といった商業デベロッパーのニーズに対して、新規に開発した業態を継続的に提案することにより、事業の拡大を図っております。ただし、市場の変化への対応の遅れ等により、お客様に受け入れられる業態を開発できなかった場合には、売上高が減少し、また、これにより商業デベロッパーとの関係が損なわれた場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

出退店時に発生する費用及び損失について

当社グループでは、新規出店時に什器、備品等の消耗品や、販売促進にかかる費用が一時的に発生するため、大量の新規出店や、期末に近い新規出店は、利益を押し下げる要因となります。また、収益性改善のため、業績の改善が見込めない店舗を閉鎖しておりますが、店舗閉鎖時においては、固定資産除却損、賃貸借契約解約及びリース契約解約による違約金等が発生するため、大量に店舗を閉鎖した場合には、一時的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

商標権の管理について

当社グループは、多業態による店舗展開を行っており、多数の店舗ブランドを保有しているため、同一ブランドをチェーン展開する飲食企業と比較して、商標権侵害等による係争・訴訟のリスクが相対的に高いものと認識しております。そのため、新たな業態の店舗を出店する際には、商標の出願、登録を行うか、若しくは商標登録には馴染まない一般的な名称を用いた店舗名を使用する等、第三者の商標権を侵害しないように常に留意しております。

過年度において出店した一部の業態においては、第三者が類似商標を登録している等の理由により、商標の登録が承認されていない業態、若しくは登録未申請の業態がありますが、これらはあくまで当社が独自に開発した知的所有権であり、第三者の商標権等の知的財産権には該当しないものと認識しております。従いまして、当社グループは既存登録商標との非類似性を主張することにより、商標権を取得する方針であります。

ただし、出店時における当社グループの調査内容が十分である保証はなく、当社グループの見解が法的に常に正当性があるとは保証できません。万一、当社グループが第三者の商標権等の知的財産権を侵害していると認定され、その結果、損害賠償請求、差止請求等がなされた場合、若しくは、当該事項により当社グループの信用力が低下した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、現在商標権に関する係争・訴訟はございません。

人材の育成及び確保について

当社グループは、各社員の創意工夫がサービス力の強化、競争力の向上に寄与すると考えているため、店舗の運営、サービス提供方法等については、画一的な運用を行わず、現場における創意工夫を活かす仕組みとしております。その結果、各業態、各店舗によって、お客様に提供する食材、サービス内容及び店舗運営方法等が異なっており、また、各店舗における顧客満足度は、各店舗で提供するサービスの水準に影響を受けることとなります。そのため、当社グループは人材の育成及び確保を経営上の重要課題であると認識しております。

人材育成については、お客様へのより一層のサービス向上と店舗運営に焦点をあてたオペレーション教育、店舗マネジメント教育を計画的に実施できるよう教育・研修システムの整備を進めていく方針であります。また、人材確保については、即戦力となる中途採用に加えて、将来幹部となる人材を早期から育成するために新卒採用を拡充していく方針であります。

ただし、今後においても当社グループは積極的な業態開発及び店舗網の拡大を図っていく方針であるため、業容に見合った人材の育成及び確保が出来ない場合には、サービスの質の低下による信用力の低下が生じ、又は、出店計画通りの出店が困難となり、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

(3) 法的規制等について

当社グループが属する外食産業においては、主な法的規制として、「食品衛生法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「健康増進法」、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」等の法的規制があります。これらの法的規制が強化され、その対応のため新たなコストが発生した場合には、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

食品衛生法に係わる規制について

当社グループが経営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可を取得しております。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害防止、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としております。当社グループにおいては、衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理体制の強化を図っておりますが、仮に食中毒事故等が発生した場合には、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消し、営業の禁止、若しくは一定期間の営業停止の処分、被害者からの損害賠償請求、信用力の低下等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に係わる規制について

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が平成19年6月に改正され、同年12月より食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の外食事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行うことが義務付けられております。また、食べ残し等の食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、肥料等の原材料としての再生利用を促しております。

そのため、今後の出店の増加により食品廃棄物の排出量が増加する場合には、新たに対応費用が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、従業員の情報及び店舗にご来店頂いたお客様の情報等の多数の個人情報を保有しており、全社を挙げて適正管理に努めておりますが、万が一個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の提起等により業績及び財務状態に影響を受ける可能性があります。

(4) 金利変動の影響について

当社グループは、出店時における設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達しており、平成25年2月期連結会計年度末における総資産に占める有利子負債の割合は52.5%となっております。現在は、当該資金を主として固定金利に基づく長期借入金により調達しているため、一定期間においては金利変動の影響を受けないことがあります。新たに借り換え等を行う際、資金調達コストが変動している場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害等及び感染症等の流行による影響について

当社グループは、国内外に店舗展開しておりますが、地震や津波、台風等の自然災害の発生や、自然災害に起因するライフラインや交通網の遮断・制限、感染症の流行等により、来店客数の減少、原材料の調達の阻害や従業員の人員の確保できない場合は、店舗運営に支障をきたし、営業が困難となることから、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外展開におけるカントリーリスクについて

当社グループは、海外へ店舗展開しておりますが、海外子会社及び関連会社の進出国における、市場動向、競合会社の存在、政治、経済、法律、文化、宗教、習慣や為替、その他の様々なカントリーリスクにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) M & A 等による業容の拡大に係るリスクについて

当社グループは、成長戦略の一つとして、シナジー効果が期待できるM & A（企業の合併及び買収）について前向きに検討していくことを基本方針としております。

なお、平成25年4月30日に、株式会社イートウォーク、株式会社イートウォークWEST、有限会社EWC、及びSFPダイニング株式会社との資本提携を行いました。

当社グループは、当社グループが展開するコアビジネスとのシナジー効果が期待できる事業のM & A（企業の合併及び買収）を含めた業容拡大を進めてまいりますが、これらの業容拡大等がもたらす影響について、当社グループが予め想定しなかった結果が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 株式会社東京証券取引所における市場変更の申請について

当社株式は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月12日）現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、当社は株式会社東京証券取引所に対し、株式会社東京証券取引所本則市場への上場市場の変更を申請しております。

しかしながら、当社の申請が株式会社東京証券取引所より承認を受けられない等、何らかの理由により、当社株式の上場市場が変更されない場合があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年5月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第1四半期)	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としてあります。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月5日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

原田 誠 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高橋 正伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成25年6月19日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月30日付で連結子会社であるSFPダイニング株式会社の株式を追加取得した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年5月29日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 原田誠司印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高橋正伸印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1 . 連結財務諸表に関する注記事項（重要な後発事象）1.(2)に記載されているとおり、会社は平成25年3月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月30日付でSFPダイニング株式会社の株式（発行済議決権株式の74.6%）を取得した。
- 2 . 連結財務諸表に関する注記事項（重要な後発事象）2.に記載されているとおり、会社は平成25年3月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月26日に借入を行った。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスが平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は平成25年3月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月30日付でSFPダイニング株式会社の株式（発行済議決権株式の74.6%）を取得した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 正伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 財務諸表に関する注記事項（重要な後発事象）1.に記載されるとおり、会社は平成25年3月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月30日付でSFPダイニング株式会社の株式（発行済議決権株式の74.6%）を取得した。
2. 財務諸表に関する注記事項（重要な後発事象）2.に記載されるとおり、会社は平成25年3月21日開催の取締役会決議に基づき、平成25年3月26日に借入を行った。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRレーティングデータ自体は含まれていません。